



外
の
一

内外財政金融調査協議会報告

第五十一号



逓
理
部
財
政
局

インフレ期の歳入政策

一 序 説

(一) 二十二年度豫算は収支均衡を以て、財政の健全性は回復せられたといわれている。しかしながら今後インフレが進行しても果してその収支の均衡を堅持できるか、また国民所得との釣り合いの点についても果して正常の状態にあるかどうかは検討を要する。

(二) 更に二十二年度歳入豫算は果して所得相互の公平な負担率の上には立っているものであろうか。この点についてと反省を必要とするものがあるように思われる。以下この二つの問題について考察を加えない。

二 健全財政の意味

(一) 健全財政といわれる二十二年度豫算も、今後におけるインフレの進行の程度如何によつては事實上その健全性を維持できなくなるであろう。これはあくまで豫算面の均衡にすぎず、豫算実行上の均衡は保証せられていない。

(二) 尤もインフレによる物価騰貴によつて歳入が膨脹すると同時に、歳入と亦増加することか考えらる。しかし歳入の増加は歳入の膨脹に及ばないのが通例であり、依りに同様に増加するとしても歳入がインフレの上に乗つた豫算収支の均衡であつて、インフレを防止する何等の積極的役割を持ち得ない。

(三) 国民所得との納付割合の点については、二十二年度豫算では国民所得を概りに五千億円とし、
て約二割であり、年度の計に見ても國際的に見ても一応首肯しうるようであるが、誠に健全な意
味における豫算と国民所得の内訳は、正當に國民經濟の再生産循環の上に立つものであるが、

三 インフレ期の歳入政策

(一) インフレの進行は所得分布の不平準化の過程である。従つて旧來の税制乃至は歳入政策を
つてしては租税の入りオリオリの要請である負担の公平を期し得ない。

(二) インフレ期においては時間的要素は特に重視されなければならない。国民所得の名目的な総額は
増加するが、所得のうちには時間的に物価の騰貴に遅れるものが少くない。

(三) 所得のうち物価や給料はインフレに遅れ、時々の経過につれてその実質的な租税力が減少する。
ここに検討を要するのは、いわゆる債銀と物価の悪循環というあやまつた考え方についてである。
物価騰貴が債銀値上げの原因となり、債銀値上げが更に物価騰貴の原因となるという考え
は、債銀が一度物価に急いづくとの前提としている。しかしこれは誤りであつて、実際には所
得納付すれがたり、債銀は常に物価に遅れてゐるものである。

(四) 事業所得について色々な場合が考えられる。

中小事業者の如きは売上げの利益は経費の騰貴によつてなくなり、生産期間の長い農林業（特
に米の単作農）は生活費の昂騰によつてその利益は喰ひ盡されるであらう。この方面の租税力
も否定するのではないが、一般に豫想されるよりは果外小さいものではなからう。

451

(五)

インフレ期において最も租税力のあるものは、ノルマルなコストを避る所得者ではなく、そ
れは物から金へ、金から物へと絶えず商業的資本を回転しているものであり、いわゆる商を歩
く所得層である。

インフレ期の歳入政策はアヌアルマルなコストを歩く所得の捕獲に重点をおくべきである。

(島 恭彦 稿)

